

社会福祉法人おおなん福祉会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおなん福祉会（以下「この法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第17条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事長及び監事を除く非常勤役員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払については、別記2に定めるところにより支給する。

2 評議員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払については、別記2に定めるところにより支給する。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額、当法人給与規程別表第1「一般職員給料表」に定めるところとする。

2 理事長及び監事に対する報酬等は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく別記2に準じて支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人

給与規程別表第5の5「通勤手当」に定めるとおりとする。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費及び日当（宿泊費含む）を、別記3に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その直前の営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月21日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別記1 非常勤役員の報酬

理事長 日額 15,000円

監事 日額 8,000円

別記2

区 分	費用弁償額	交通費
理事会(理事・監事)	6,000円	左記の費用弁償の額の他に交通費(車賃)として片道1kmあたり40円加算する。
評議員会(理事・監事)	6,000円	
(評議員)	5,000円	
担当理事部会	3,500円	
入所検討委員会	3,500円	
<u>第三者委員会</u>	3,500円	
指導監査	3,500円	
<u>入札立会</u> 等	3,500円	

別記3

鉄道賃		航空賃・船賃	車賃	日当	宿 泊	
普通料金	普通運賃	実費	3,500円	県 内	県 外	
特急料金				10,000円	15,000円	